

レーザセンシング学会

論文賞選考規程

令和 2 (2020) 年 8月15日制定

(目 的)

第1条 本規程は、委員会に関する細則第8条第8項(1)に基づき、レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が、レーザを利用した計測に関する研究等により、レーザセンシングに関わる科学と技術の発展に貢献した論文等を表彰するレーザセンシング学会論文賞（以下、「本賞」という）の選考等について必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 本賞は、表彰の前年にレーザセンシング学会誌に掲載された査読付の原著論文または解説記事を対象とする。

(対象者)

第3条 本賞は、表彰の時点における本会の正会員、学生会員または賛助会員を対象とする。

(表彰件数)

第4条 本賞の表彰は、毎年度2件以内とする。

(選 考)

第5条 本賞は、正会員または賛助会員からの推薦を受け、表彰等審査委員会（以下、「委員会」という）が表彰者の選考を行う。

- 2 推薦書は、推薦者が委員会に提出する。自薦も妨げない。
- 3 推薦書の様式は別に定める。
- 4 委員会は、選考結果と選考理由を理事会に報告する。

(表 彰)

第6条 本賞の表彰は、本会の総会において行う。

- 2 受賞者には、表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

(公 表)

第7条 本賞の公表は、本会ホームページにおいて行う。

附 則

1 この規程は、令和 2 (2020) 年 8月15日より施行する。

令和 2 (2020) 年 8月15日 制定・施行